

# 令和3年12月定例総会議事録

日 時 令和3年12月17日（金） 午前9時30分～午前11時21分

場 所 佐賀市役所 4階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第1号 農地法第3条の3届出

第2号 農地法第18条合意解約通知

第3号 使用貸借解約通知

3. 局長専決処分報告

第1号 農地法第4条による届出

第2号 農地法第5条による届出

第3号 買受適格証明願（転用目的・市街化区域内）

4. 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第2号議案 買受適格証明願（耕作目的）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

第6号議案 買入協議の適否の判断について

第7号議案 非農地通知について

第8号議案 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に対する意見の決定について

5. 閉 会

## 午前 9 時 30 分 開会

### ○会長

皆さんおはようございます。

早いもので今年もあと僅かとなりました。今年もずっとコロナのせいで農業委員活動がなかなか出来づらいようなことで、皆さんには大変御苦勞をおかけしました。

佐賀市だけでなく、全国的にも耕作放棄地が増加しているような状況ですので、皆さん今後とも地域の農地パトロールを十二分にして、推進委員さんとともに協力して回ってほしいと思います。少しでも耕作放棄地が少なくなるように、今後も農業委員会で努力したいと思いますので、皆さんよろしく願いいたします。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は24名で定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和3年12月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出12件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知24件、報告第3号 使用貸借解約通知11件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出2件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出3件、局長専決処分報告第3号 買受適格証明願（転用目的・市街化区域内）1件。

議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請10件、第2号議案 買受適格証明願（耕作目的）3件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請23件、第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転5件、第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定70件、第6号議案 買入協議の適否の判断について1件、第7号議案 非農地通知について18件、第8号議案 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に対する意見の決定について1件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は12月9日、北部は12月10日に行っております。

また、調査会については、南部が12月13日、北部が12月14日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、

19番委員の真崎委員、20番委員の野田悦伸委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた議案書27ページ、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号17番の審議結果について、私から報告いたします。

令和3年12月15日に開催された第69回常設審議委員会において、佐賀市から意見を求めた農地法第5条関係1件については、「異議なし」として佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから4ページまでをお開きください。

### 報告第1号 農地法第3条の3届出

1～12

#### ○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から12番までの12件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書5ページから10ページまでをお開きください。

### 報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～24

#### ○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から24番までの24件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書11ページから13ページまでをお開きください。

### 報告第3号 使用貸借解約通知

1～11

#### ○会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から11番までの11件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書14ページをお開きください。

### 局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2

#### ○会長

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書15ページをお開きください。

### 局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1・2・3

#### ○会長

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書16ページをお開きください。

## 局長専決処分報告第3号 買受適格証明願（転用目的・市街化区域内）

1

### ○会長

局長専決処分報告第3号 買受適格証明願（転用目的・市街化区域内）、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書17ページをお開きください。

### 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3・4

### ○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から4番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

### ○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から3番までの3件は、普通売買の案件、審議番号4番は、贈与の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

### ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から4番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページから19ページまでをお開きください。

#### 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

5・6・7・8・9・10

#### ○会長

審議番号5番から10番までの6件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○北部調査会長

報告します。

審議番号5番及び10番の2件は、普通売買の案件、審議番号6番から9番までの4件は、贈与の案件です。

審議番号7番について、申請人の亡き父が17年前に農地所有適格法人を設立する際、法人に所有権移転した農地を、今後は申請人夫婦で耕作を行いたく申請されたものです。このことについて、事務局より、申請人は農地所有適格法人の関連会社の職員であり、これまでも農作業を行ってきたと聞いている旨の説明がありました。

なお、各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全

ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この6件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、この6件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この6件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番から10番までの6件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書20ページをお開きください。

### 第2号議案 買受適格証明願（耕作目的）

1・2・3

#### ○会長

第2号議案 買受適格証明願（耕作目的）、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から3番までの3件について、いずれの願出人も、願出地の近隣で耕作されていることから、今般、経営規模を拡大したく願い出されたものです。

各案件について、地元農業委員の説明などから、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、農地法第3条の許可要件の全てを満たすと判断し、願い出どおり証明相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、願い出どおり証明することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、願い出どおり証明することに決定しました。

次に、議案書21ページから23ページまでをお開きください。



### 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2・3・4・5・6・7

#### ○会長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から7番までの7件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○南部調査会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内に位置し、近隣には教育施設もあり、住環境がよいため適地と判断し、申請されたものです。

委員から、雨水排水のために南西側水路に設置されるV P管が、石造の仏様の下を通る設計になっていることについて確認したところ、申請人からは、仏様の管理者と協議し、一旦、仏様を動かしてからV P管を埋設し、元に戻す計画である旨の説明がありました。

また、委員から、西側の道路後退部分の所有権について確認したところ、申請人から、市に寄付することができなかつたため個人所有となるが、購入者には、近隣住人も通行することを十分に理解してもらった上で購入してもらい、今後のトラブルにならないようにする旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「農業用倉庫」の農振用途区分変更を経た案件で、申請人は、農業を営んでいますが、現在利用している農業用倉庫敷地は、地権者から返還を求められていることから、申請地を農業用倉庫として利用したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「車両置場の敷地拡張」の、農振除外を経た案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、自動車整備業を営んでいますが、部品補充のための廃車置場の確保や事故車の保管期間の長期化から、既存の敷地では手狭になったため、車両置場を拡張したく申請されたものです。

委員から、災害時に避難場所として敷地を提供する旨の説明があったことについて、その方法を確認したところ、申請人からは、車両置場は道路より約40センチ高めるため、大雨などの災害時には、展示している車両を寄せて、地域の方に開放したい旨の説明がありました。

また、委員から、申請地内の農業用車両のスペースについて確認したところ、申請人から、修理業者が稼働していない休日に、タイヤの組み換えや、車輪幅の変更、パンクの修理などを行っているため、スペースを設けている旨の説明がありました。

これに対し、委員から、転用は必要最小限の面積でなければならないので、妥当な面積であるかを我々は審査しているとの意見が出されました。

また、委員から、近隣で大規模な道路工事が行われていることに伴い、今後、隣接する県道の交通量が増えることについて確認したところ、申請人から、県との協議では特に指示はなかったが、地元からの要望で、夜間でも看板のライトをつけて夜道を明るくするなどして、交通安全に配慮する旨の回答を得ました。

これに対し、委員から、県道との境界に構造物等を設置するのであれば、見通しが悪くならないようにして欲しい旨の意見が出され、申請人から、将来的にガードパイプ等の設置は考えているが、道端に看板を立てるなど、見通しが悪くなるようなことはしない旨の回答を得ました。

また、委員から、申請地東側にあるパイプラインの吐き出し口について確認したところ、申請人から、パイプラインは、終端に位置しているため、その手前で止めるつもりだが、そ

れによって周囲の営農に支障が出ないようにする旨の回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号5番及び6番については、転用目的が「営農型発電設備」の一時転用及び「工事用作業場」の一時転用の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

審議番号5番について、申請地は、申請人である法人の代表者が個人で耕作してきた農地ですが、今後は、法人で耕作を行いながら、その上空に営農型発電設備を設置したく、一時転用申請されたものです。

また、審議番号6番については、今回の営農型発電設備の設置に伴い、重機等での作業が必要となるため、工事用の作業場として利用したく、一時転用申請されたものです。

委員から、大豆の耕作について、パネル下での収穫はどのように行うのか確認したところ、コンバインでの収穫を予定しており、サイズに合わせて、必要な高さを確保しているとの回答を得ました。

また、委員から、10年間大豆を耕作し続ける計画になっているがマメ類は連作を嫌うことから、対応について確認したところ、毎年土壌に手を入れ、微量養素を補うなどの対策を行うとの回答を得ました。

さらに委員から、申請地南側道路からの見通しについて確認したところ、県道の樹木などについては手を入れる予定はないが、太陽光パネルを南側道路境界から引いて設置する計画をしているとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことに加えて、申請人は認定農業者であるため一時転用の期限が10年以内であること、営農型発電設備の許可要件である、支柱等が容易に撤去可能であること、下部農地に

おける営農の適切な継続が可能なパネル配置であること、位置等からみて周辺の農地の効率的な利用や用排水施設の機能等に支障をおよぼす恐れがないこと、撤去に必要な資力と信用があること、電気事業者と連携契約を締結していることについて、問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準も、ともに「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

審議番号7番は、転用目的が「分家住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は、現在、借家に居住していますが、今般、住宅の建設を計画したところ、申請地は実家に隣接していることから適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この7件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

## ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号1番及び2番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定

しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号5番及び6番の2件については、転用目的が「営農型発電設備」の一時転用の案件、及び「工事用作業場」の一時転用の案件で一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

#### ○委員

5番、6番のいわゆる営農型の発電設備が基本的には10年で一時転用の申請がなされたということでしょうけれども、例えば、この発電の設備の耐用年数が10年ではないですよね。耐用年数とのバランスがどういうふうになっているか。10年過ぎたら、耐用年数が残っているから、そのときに再更新を前提にした申請になるのじゃないでしょうか。そこら辺の議論は十分していただいているんでしょうかという質問です。

#### ○会長

事務局からの説明をお願いします。

#### ○事務局

先ほどの委員さんからの御質問ですが、今回の申請に当たって、事業計画書と太陽光発電システム導入検討のシミュレーションということで、このとき20年間の償還のシミュレーションが出されております。そして、今回の申請では、一時転用ということでも条件を満たしているのです、10年間まで一時転用期間を延ばすことができますが、この先、10年後にはまた更新の申請をされるのかなと思います。

#### ○会長

はい、どうぞ。

#### ○委員

耐用年数は多分20年ではなかったと、もうちょっと長かったと僕は思います。耐用年数が

過ぎていない場合はどうするかということですよ。太陽光の機械設置をしているところはだいたい20年ぐらいの償還になるのかな、10年後になのかな、で決めてあるだろうけれども、それ以降は、結局、耐用年数問題が明確になっていないじゃないですか。

じゃ、ずっと一時転用、一時転用で20年間やってきた。それで、それ以降はどういうふうな形で更新をするのか。いわゆる地目、どういうふうな方向でお考えになっているかということをお尋ねです。

#### ○会長

事務局どうぞ。

#### ○事務局

ただいまの御質問についてですが、まず、20年というのは、FIT法での買取りの価格の固定制度がありまして、この価格で20年間買い続けますよというのがありますので、営農型発電の事業者につきましては、その期間で十分元が取れるような計画で申請を上げてもらっています。

ただ、農地法の中の一時転用というのは、営農型というのは最初は3年しか駄目ですよという状況でございました。ですから、〇〇地区にもございますけれども、3年間の更新、更新、更新という形で計画を立てておられますし、今回の申請人は認定農業者ということで10年までいいですよになっていますので、10年、また10年というそういう計画を立てていらっしゃると思います。

ただ、その20年が過ぎた後は、再度また電力会社さんと、うちで発電した電気を買ってくださいよという契約のやり取りをします。そのとき、恐らく買取価格は相当下がるものだと思うんですけども、それでもよかったら継続して、また続けたいということで継続の転用申請をされると思います。

ですから、今後はパネルの性能はどんどん劣下していきますが、その中で、ここは発電所として稼働していくという期間においては、営農型の事業者さんというのは更新、更新されていく、そういう心づもりで申請をされているものでございます。

以上です。

#### ○会長

はい、どうぞ。

#### ○委員

そうなんです。だから、経営はするから、ある面では土地利活用型にすれば営農型と考えれば非常にいいかなというふうに思います。

ただ、10年、10年という形だけれども、パネルもどんどん更新されるし、10年以内にペイして利益が出てくるから更新しましょうよという形で発電性能もだんだんよくなるのではないですか。なるはずと思われ。そうしたときに、20年間というのはそのうちずっと上を替えることについては何ら問題ないです、ソーラーを替える分についてはね。

そしたら、結局一旦、設置をすると10年、10年、10年と言うけれども、もうずっと続いていくんですよ、これは。ある面じゃいいことだと思うけれども、その認識をお互いがちゃんと、農業委員会としての認識を共通認識として持つておかないと、このことについてはずっといきますよということが、今後、営農をする上で、あるいは設備をする上で非常に大事なことになるのではないだろうかと思ひまして質問をさせていただきましたので、その辺、よろしく御理解いただきながら、10年後それぞれ変わっているでしょうけれども、そういうふうな形で更新やむなしという認識の中で、この案件についてはちゃんと認めるというふうになるかと思うものですから、あえて質問させていただきました。

以上です。

#### ○会長

ありがとうございます。事務局。

#### ○事務局

御意見をいただきましてありがとうございました。

営農型のパネルにつきましては、先ほど委員もおっしゃいましたけれども、上を替えれば性能は上がるというのは、それは確かにそうなんです。柱の部分が転用の申請ですので、また工事をする際に重機を入れますよという作業のための一時転用というのをに入れていただければまたパネル替えというのもできるかなと思います。そういった形で性能を維持しながらされていくという事業者さんも、もしかしたらおられるかもしれませんので、今後長く続くだろうなということを考えながら、また営農型については対応していきたいと思います。ありがとうございました。

#### ○会長

事務局の説明でよろしいですか、委員。

#### ○委員



はい、いいです。終わります。

○会長

ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番及び6番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書23ページから29ページまでをお開きください。

**第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請**

8～23番

○会長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号8番から23番までの16件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

## ○北部調査会長

報告します。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号8番から11番までの4件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、審議番号8番及び9番並びに審議番号10番及び11番は、それぞれ一体のものとして申請されており、この4件は一体的に造成される計画であるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、交通の便が良く、住環境も良いため住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、自治会長及び生産組合長からの排水同意書が提出されていないことについて確認したところ、地元から申請地東側水路の橋の撤去と、申請地東側及び西側水路への底張コンクリート施工の要望があり、申請人としては、環境を良くするうえでは良いことと考えるが、施工費用が高額になるため、ニュータウンの大規模な開発に比べて今回の開発では、すべての要望に応えることは申請人にとって厳しいことから、生産組合と地元住民に対する協議が継続中であり、提出ができていない旨の説明がありました。

また、申請人より、要望は今回の開発とは別件のもので、過大と思われるとの意見がありました。

これに対し、地元委員からは、できる限り地元との協議を続け、お互いが納得出来る方法を探してほしいとの意見が出され、申請人からは、今後も地元との協議を継続し、誠意を持って対応していきたい旨の回答を得ました。

さらに委員から、河川清掃等の地域の活動についても協力するように、住宅購入者に対し説明をして欲しい旨の意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号12番から15番までの4件も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のもの

として申請されているため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、医療施設や公共施設に近く、住環境が良いため住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地の周辺では今後も営農が継続されるため、住宅購入者に対し、農業に対する苦情が出ないようにしてほしい旨の意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号16番は、転用目的が「駐車場」の案件で、委員による現地調査を行いました。

申請人は、訪問看護事業等を運営していますが、現在の駐車場が不足しているため、申請地を新たに駐車場として利用したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号17番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に保育園や医療施設があり、市中心部への交通の便も良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地東側及び南側水路の今後の管理については、住宅購入者も協力するよう伝えて欲しい旨の意見が出され、申請人より了承する旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号18番は、転用目的が「排水管理設工事（一時転用）」の案件で、申請人は、左官業を営んでいますが、申請地の南側に住宅を建設することに伴い、申請地に排水管を埋設するための工事を行いたく、一時転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

審議番号19番及び20番の2件は、転用目的が「一般住宅」の案件で、一体のものとして申請されているため、一括審議・一括採決としました。

申請人は現在、実家に居住していますが、子どもの成長に伴い手狭になったため、住宅の建設を計画したところ、申請地は、実家に隣接しているため適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号21番は、転用目的が「駐車場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、飲食業を営んでいますが、現在借りている駐車場の賃借期間が終了するため、

新たに駐車場を整備する計画をしたところ、申請地は店舗に隣接しているため適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地への進入路は交通量の多い市道であるため、造成工事の際は十分注意して欲しい旨の意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号22番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は現在、借家に居住していますが、家族が増え、手狭になったため、住宅の建設を計画したところ、申請地は、閑静な集落内にあり適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号23番は、転用目的が「農家住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は、農業を営んでいますが、現在の農家住宅は老朽化していることに加え、土砂災害特別警戒区域内にあるため、農家住宅の移転を計画したところ、申請地は、自身が耕作する農地に近いため、効率的に農業を行ううえで適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な

施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この16件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

## ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号8番から11番までの4件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、8番と9番、及び10番と11番はそれぞれ一体のものとして申請されており、この4件は一体的に造成される計画です。

そこで、この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## ○会長

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

## ○委員

地元委員の〇〇です。

この8番から11番までを一体とした建売分譲住宅の案件ですが、総会冒頭で資料の説明がありましたように、地元の同意と申しますか、地元からの排水同意が取れていないと。それで、地元の自治会及び生産組合の方から、私の方にお話があったのが、1回要望をして業者さんの回答を得たが、要望がゼロ回答ということでできなかったということで、再度協議をされ、どうしても納得ができないということで、再度、要望書を12月15日付で出されております。

その前に、今日報告がありましたように、12月14日の調査会の中では、業者の方から要望に対して何らかの誠意を持って対応しますという回答を受けておりましたが、具体的な内容もお話もされておられませんし、その後、15日付で地元から要望書が再度出されておりますので、その要望書が、開発者の方から返答があったかどうかをお尋ねしたいと思いますが、農

業委員会の方にあっているのか。地元からは、あったような返事をもらっていないので、お尋ねしたいと思います。

**○会長**

事務局どうぞ。

**○事務局**

昨日、代理人の業者の方に確認したところ、協議が継続中で、ここ一両日中では回答することができないということでお話を伺っています。これが昨日の時点です。

**○会長**

はい、どうぞ。

**○委員**

返答がまだないという状況で、地元の再要望書を見てみますと、どうしても要望されている水路の底張りコンクリートと、橋の撤去、これについてはどうしてもそれを行っていただかないと、最近は大雨等で低い土地への浸水被害がかなり出ているということで、こういった改修を行っていただかないと、そういう大雨のときの排水に非常に支障を来すというような地元からの強い要望が出ておりました、今回開発される場所は、隣を開発された業者さんでもありますので、ここの地区は、1回目開発されたところと、2回目開発されたところとありまして、ちょうどつなぎ目が非常にそういう支障を来すような、通作道路として橋が架かったり、用水路の排水がどうしても思うようにいっていないということから支障を来しているということで今回の開発に伴って、その時に是非、撤去及び改修の要望が出されておりますので、何らかの業者さんの誠意ある回答をいただいた上での進め方を地元は強く要望されております。

そういった意味で、排水同意書を出せば、すぐに工事に取りかかられるのではないかとという心配から出していないということを私の方も聞いておりますので、そういったものについては十分また協議を見届けてからがいいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

**○会長**

先ほど委員の方から質問がありました。このことについて、資料の5ページの方に川底のコンクリート施工と併せて農業用橋の撤去は治水対策として重要な要素になっておりますということで、これを撤去してもらいたいということでの要望と思います。このこと自体につ

いて、皆さんの意見を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。はい、どうぞ。

**○委員**

まずは水路の件ですけど、実質的にはこの水路の管理というのは地元と佐賀市が行うべきものと思っています。そういう中で、市の回答にはできないと簡単に書いてありますけれども、実際は、市が何らかの協議をしてもらってすべきものかなと。

橋については、占用されているものか、もともと補償工事につけたものか、その辺がはっきりしていないですが、占用されている物件だったら、それは占用者が撤去するものと思います。その辺がされていないということは、もともと補償物件であったものか、その辺がちょっと明確ではないですが、実際としまして、水路の維持管理については、ある程度は地元の方と、整備については市がすべきものと私は思います。

それともう一つ、ここに住民が増えれば、また維持管理も逆にしやすくなるのではなかろうかと。今何人でされておられるか分からないですが、この団地に入った方がまたこの作業をされるのではなかろうかなと思います。

以上です。

**○会長**

事務局どうぞ。

**○事務局**

橋についての回答をしたいと思います。

**○会長**

はい、どうぞ事務局。

**○事務局**

橋についてですが、ここの地主の〇〇さんは、この農地に行くための通作路が必要ということで、周囲が開発される際にこの橋を造られています。管理についてはいろいろあって、地元の生産組合の方がここの占用申請ということでされておりますので、占用としては生産組合になっていると伺っております。

以上です。

**○会長**

はい、どうぞ。

**○委員**



先ほど橋の件で事務局の方から、〇〇さんが通作路として使用したいということで設置をされたということですが、その時に設置する場合に恐らく公有水面の占用許可申請が必要かと思うんですけれども、そこら辺はどのようになっていますか。

**○会長**

事務局どうぞ。

**○事務局**

繰り返しになりますが、橋の占用申請は、生産組合ということになっております。

**○委員**

ということであれば、占用料も払っておられるということですね。

そういうことであれば、生産組合員さんが公有水面の占用許可申請をもらっておられるということで、占用料も払っておられるということであれば、勝手に開発業者が撤去することはいかななものかと思うし、できれば、ちゃんと占用許可申請を出された方で、要らなくなったら撤去すべきではないのかなというふうに私は思います。

**○会長**

いろいろ意見が出ています。

ほかにございませんか。はい、どうぞ。

**○委員**

いわゆる2つ、僕もよく分かりませんが、御指導いただきながら、その御回答をいただければと思いますが、1つは、排水の同意書の問題。絶対要件なのかどうか。

それと、要望が、結局、農業委員会としての議論に値するのか。農業委員が、このことについての内容を精査するような権限があるのかないのか、そこまでしなければいけないのかということが今回の大きな判断の基準になるというふうに思います。ただ、農業委員としての立場をちゃんと明確にしていれば、この問題については結論が出るというふうに思います。

**○会長**

事務局どうぞ。

**○事務局**

ただいま御質問がありましたけれども、排水同意書は任意で提出をいただいておりますものですから、絶対条件ではございません。

**○委員**

任意ですね。

**○事務局**

はい。

農業委員会の中で御審議いただく内容としては、被害防除の部分が多いと思います。特に、こういった場合は水路に対して、水路が崩れないように、対策としてどんなことがなされるのかというところが見るべきところになると思います。

ですから、今回の業者さんはコンクリートの杭柵で両サイド、東側も西側も整備されます。そして、水路の中の土羽の泥は撤去しますと、そういう計画を立てていらっしゃると思いますので、その部分が十分かどうかというところを御審議いただくものと考えております。

以上です。

**○委員**

よく聞こえなかった。

**○事務局**

被害防除の対策として、今回の業者さんはコンクリートの杭柵を東側の水路にも西側の水路にも設置される。そして、今、土羽になっています水路の護岸ですけど、杭柵にして、その土はどけると、そういう計画を立てておられますので、それが十分かどうかというところを御審議いただくことになるかと思っております。

以上です。

**○会長**

はい、どうぞ。

**○委員**

非常に審議は難しいですね。というのは、強度の問題があって、要するに杭を打つことによつての水路に対する影響とか、底板を打たなきゃ駄目だとかいうのを、そこで判断をしなければいけないということになれば非常に専門性を有するではないですか。我々はそういうところの知識はないですね。その判断が多数決でもし決めるとするなら大変な問題になるろうというふうに思うんですね。だから、その判断基準をちゃんとしなきゃいけないし、例えば、事務局がほかの課との連携の中でどうかという調査をさせていただいているか、していただいているのかによって、この案件については大きく変わってくるかなというふうに

思います。

## ○会長

どうぞ事務局。

## ○事務局

農業委員会で審議するところは、何のために現地調査をしていただいているかという、周辺の農地への影響があるかないかを見ていただいております。泥が崩れて、それが農業用水に入って、それが田んぼに入っていくのかどうかとか、そういったことを審議していただくことになっております。

当地は、公共下水道につながるようになっております。よく見ていただくのが、例えば、資材置場とか、そういったところから油が流れ出ないかというふうなことが周辺の農地に対しての影響があるのかないのかということを見ていただくのであって、今、委員さんが言われた質問につきましては、農業委員会が許可すると同時に、これは開発行為の申請も出ております。開発の許可をする都市計画法で第32条協議というものがあり、道路管理者との協議を建築サイドが道路管理者と協議したり、河川の管理者と協議をしたり、消防法の問題があったり、そういったところを事前に調整していくものでございます。

建築指導課に確認しましたところ、その点で今協議はされておりますけれども、何か異議があるというふうな話は受けておりません。

話を戻しますと、農業委員会で審査していただくのは、周辺の農地に影響があるのかどうか、これを見ていただくということなので、底板を張らなければ影響が出てくるかどうかということについては、事務局としてはどうかなというふうに考えております。しかしながら、地元からそういった強い要望が農業委員さんにもお話があっているということでございますので、今地元の委員さんからその旨の御説明があったと思います。多数決によって決めるのはどうかというふうなお話も仮の話でなさいましたけれども、それは地元からの要望があって、それに賛成した場合に、また地元との関係もいろいろあるかと思えます。よって、地元委員さんは地元委員さんの立場として御意見をさせていただいて、そして、自分なりの結論を出していただく。しかしながら、農業委員会については合議体で決まっていきますので、場合によっては多数決もやむを得ないというふうに考えております。

以上でございます。

## ○会長

今説明がありましたが、皆さん意見等がございましたら、出してもらいたいと思います。

はい、どうぞ。

#### ○委員

今、事務局がおっしゃったように、周辺農地に影響があるかどうかということが大きな判断基準であるということで、そうかなと思うんですが、逆に教えていただきたいのが、それはどこで示されているんですか。法で決めているの。

#### ○事務局

少しお待ちいただいてよろしいですか。

#### ○会長

はい、どうぞ。

#### ○委員

ちょっと私の方から訂正させていただきます。

と言いますのは、ここは農業委員会ですので、農地転用に関する要望とかは審議する段階で、要望書は川底にコンクリートを施工してほしいと、そういったのはやっぱり切り離して議論はすべきではないのかな。先ほど委員が申されたように、公有水面ですから、その管理者、管理している部署があると思うんです。そこに対して、排水対策、排水が悪いということで要望書を提出していただくと、そういうふうにならないと、転用の問題とこれは切り離して議論をすべきではないのかなというふうに私は思います。

以上です。

#### ○会長

はい、どうぞ。

#### ○事務局

すみません、条項は今、担当の方が調べておりますが、農業委員さんの業務についてということで研修会の方で説明させていただいている資料の中でいくと、本来今、審議をしているのは一般基準。一般基準は、申請人に資力及び信用があることなど、いろいろなものがございます。申請に係る農地の面積が事業の目的から見て適正と認められること、これが一般基準なんです。

もう一つが、この一般基準の中でも被害防除という部分があって、それが大きく3つございます。

1つ目が、土砂の流出、または崩壊、その他の災害を発生させるおそれがないこと。2つ目に、農業用排水の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。3つ目が、周辺の農地に関わる営農条件に支障を生じるおそれがないこと、これを見ていただいているんですよね。だから、今回、地元の要望がこれに、要するに今のこの条件に該当するかどうかです。これを審査していただくということです。よろしいでしょうか。

条項は、今すぐに説明できませんので、後もって説明いたします。大変申し訳ございません。以上でございます。

#### ○会長

はい、どうぞ。

#### ○委員

今、〇〇委員が発言なさったけれども、まさにそのとおりではないですか。だから、我々も農業委員としての任務。地元の人是非常に常識的なことで非常に申し訳ないところがあるけれども、だからそこは切り離れた形の中で、農業委員が判断しなきゃいけない基準について話し合っている。その基準を満たすか満たさないかのところは判断が分かれるかもしれないけれども、そういうことで、今後の議論は農業を遂行していくということの確認をやっぱりちゃんと取っていただくことが必要ではないでしょうか。

#### ○会長

はい、どうぞ。

#### ○委員

私は、被害防除ね、他の田んぼに迷惑をかけないということが私は一番大事と思います。それは建設したところで住宅とかあるけど、要望がちょっと無謀です。3面水路にしるなんて、そんなことは絶対私は認めない。そんな要望をしたらいけない。いわゆる3面水路の設置など、そういう要望はしたらいけない。そのように私は思います。

#### ○委員

農業委員会も協調して、それはみんな、議会でも同じじゃないですか、賛成多数でも、それでもやっぱり反対は絶対います。でも、やっぱりこの会議は1人、2人いかなんと思っていても、もうそれは流れではないですが、採決をして済むなら、もうその方向に持っていかなければいけないですよ。農業委員会も農地法に則ってしているから、総会では、そこまで言うことはできないと私は思います。

## ○会長

すみません、委員、今は、先ほど来、〇〇委員からも言われているとおり、今は転用のことを審議しています。もちろん、委員さんの要望というのも十分検討はいたします。でも、やっぱりあくまでも転用に関わることで審議をしてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひします。

## ○委員

これは北部調査会で許可相当として持ってきた案件でしょう。

## ○事務局

そうですね、はい。

## ○委員

それを我々がみんなで審議するので、もう既に許可相当案件として上がってきたものと考えて進むべきじゃないかと思ひます。

以上です。

## ○会長

はい、どうぞ。

## ○委員

調査会では、そういう許可相当案件ということになりましたが、ただ、要望の中で、業者さんが誠意を持って検討しますということの内容がまだ不明確でございますので、あえて私からも地元からの要望を再度説明させていただきましたが、この開発については、逆の発想で、周辺の農地に被害を及ぼすのではなくて、この農地を開発することによって、逆に周辺の宅地などに被害を与える可能性があるという地元の見解です。これを開発したら、その橋がもう要らないのに、通作路として、この農地のために造った橋がそのままあると、大雨のときにそこで冠水の可能性もあると。そして、低い地元のところが既に冠水が出ているという現状があるから、この農地が開発されたら、その被害がまた広がるという観測から、橋はその農地のために造られた通作路であるために、今後、農地が不要になるなら橋も撤去してくださいというのが地元の要望ですので、今回、開発に伴って撤去しないと、もう今後ずっと残る可能性があるから、地元が心配されてこのような要望になっておりますので、業者さんも何らかの、少し地元寄り添ったことをしていただくといいのかなというふうに私も感じましたので、あえて言わせていただきました。よろしくお願ひいたします。

以上です。

**○会長**

はい、どうぞ。

**○事務局**

先ほど事務局から申しました被害防除の件ですが、条項は農地法5条の第2項第4号に記載されている分でございます。

以上です。

**○会長**

はい、どうぞ。

**○事務局**

この後、採決という形になりますけれども、どのような結果になろうとも、申請人さんには、今、地元の委員さんが言われた、地元に寄り添った誠意ある対応ということについて必ずお伝えしたいと思います。

以上でございます。

**○会長**

はい、どうぞ。

**○委員**

先ほどの橋ですけど、実際には生産組合で占有された物件で、それが農地に供用しているならば、今回、宅地になるなら、それは要らないということで条件上、その占有ができない状態になると思います。それは開発業者が撤去するなりしなきゃいけないのじゃないですかね。

代表で生産組合長が出しているものであって、実際にはその農地使用のために使った許可申請と思います。その辺の許可条件があるかと思えますけれども、使わなくなったら最終的には撤去という文言が入っているかと思えますけれども、その辺いかがでしょうか。

**○会長**

はい、委員どうぞ。

**○委員**

今お話しされたように、この占有というのは、確かに生産組合の名前で今占有されているのは間違いありません。ただ、そのいきさつが、申請地近辺の開発をされた時に、その農地

の方が、どうしても承諾できないと、開発には賛同できないということで強く残された農地で、その農地が残されたために橋を造ってくれというような要望があつて通作路を造つたという経緯がありますので、名目は生産組合の名目になっております。個人さん1人であつたら個人の占用通路かもしれませんが、数名の方の農地のためにそこを通作路として造つたという経緯がありますので、地元の方の話では、そのために造つた橋だから、今度の開発のときに撤去してもらうのが好ましいのではないかという見解でございます。

それで、もう一つ最後に、私もですが、地元の方は開発には全然反対はされておられません。賛成されております。ただ、賛成されておりますが、そういう悪くなるような環境が伴うというふうなことで、今度開発されます申請人さんに、自治会の方からも同時に要望も出されておりますので、その点を考慮して、反対じゃありませんので、業者の方に今後そういう寄り添った対応をしてもらうようなことでの回答でもあれば、もちろん賛成したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

#### ○会長

事務局どうぞ。

#### ○事務局

今回の橋の件につきまして、先ほど事務局が御意見をおつなぎしたいということを伝えましたけれども、許可書の中に、条件として橋の撤去ということを書くことはできませんので、そのことは先にお伝えしておきたいと思ひます。

以上です。

#### ○会長

はい、委員どうぞ。

#### ○委員

委員さんが地元からの意見、要望ということで発言されておりますけれども、要するに、先ほど申しましたように農地の転用と、それから川底にコンクリート施工するのは、この場では切り離していただきたいと思ひます。

そして、どうしても排水が悪くなったということで洪水が起きると、そういったことが懸念されるようであれば、公有水面等々の管理部門があろうかと思ひます。佐賀市の担当課にそういった要望書を、開発業者と合わせて申し入れをされるべきではないのかなということで、



この問題については、市費をもって対応すべきではないのかなというふうに私は理解します。  
以上です。

**○会長**

はい、委員。

**○委員**

先ほど事務局が言った、橋の撤去については条件付けられん、それは当たり前のことと思います。ただ、もともと占用申請に出された書類に撤去するような形で載っているかと思えます。要は、使用目的がなくなったら、実際上それは撤去しなければいけないから、そこを言ってもらいたいと思います。

以上です。

**○事務局**

分かりました。

**○会長**

橋の撤去に関しては、申請人の方には十分申し添えますので、どのような御判断をされるかは分かりませんが、そこら辺のことは十分地元の意向として伝えたいと思いますので、皆さんよろしく願いいたします。

以上です。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号8番から11番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号12番から15番までの4件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号12番から15番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号16番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号16番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号17番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号17番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号18番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号18番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号19番及び20番の2件については、転用目的が「一般住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号19番及び20番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号21番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号21番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号22番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号22番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号23番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号23番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書30ページをお開きください。

#### 第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

1・2・3・4・5

##### ○会長

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番から5番までの5件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

##### ○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から5番までの5件：27,327㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

##### ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この5件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○会長

異議なしと認めます。よって、この5件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この5件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から5番までの5件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書31ページから45ページまでをお開きください。

## 第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

1～56

### ○会長

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号1番から56番までの56件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

### ○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から56番までの56件

新規 11件： 106,478.00㎡

更新 45件： 304,105.47㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

### ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この56件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○会長

異議なしと認めます。よって、この56件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この56件については、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から56番までの56件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書45ページから49ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

57～70

○会長

審議番号57番から70番までの14件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号57番から70番までの14件

新規 3件： 36,671.48㎡

更新 11件： 59,799.00㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この14件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この14件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この14件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号57番から70番までの14件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書50ページをお開きください。

第6号議案 買入協議の適否の判断について

1

○会長

第6号議案 買入協議の適否の判断について、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の要件を満たしており、買入協議の要請相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、買入協議の要請を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、買入協議の要請を行うことに決



定しました。

次に、議案書51ページから53ページまでをお開きください。

### 第7号議案 非農地通知について

1～18

#### ○会長

第7号議案 非農地通知について、審議番号1番から18番までの18件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○北部調査会長

報告します。

審議番号1番から18番までの18件について、地元農業委員及び推進委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、山林・原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この18件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、この18件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この18件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から18番までの18件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書54ページをお開きください。

## 第8号議案 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に対する意見の決定について

### ○会長

第8号議案 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に対する意見の決定についてを議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

### ○南部調査会長

報告します。

第8号議案 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に対する意見の決定について、調査会において審議しました。

委員から、今後10年間のうちに担い手が減少し、遊休農地が増えていくことが懸念されるが、農家の代替わり以外の新規就農は簡単なものではないため、今後の対応について確認したところ、農業振興課から、毎年の新規就農者数は20人前後で、佐賀市では新規就農希望者に対してトレーニングファームがあることや、国としても、農業次世代人材投資事業の資金補助があることについて説明がありました。

また、委員から、新規就農がしやすくなる環境整備について確認したところ、農業振興課から、佐賀市では認定農業者の認定審査の際の所得基準を、他の産業就労者の所得額の増加に伴い増額変更したが、認定新規就農者の審査については、これまでの所得額のまま変更していないことや、国の新規就農者に対する資金補助の制度が、来年度は更に新規就農しやすく改善される予定である旨の説明がありました。

さらに委員から、佐賀市農業委員会では農地を取得する際に要件となる下限面積を令和3年4月から3反に引き下げたことで、新規就農しやすくなっている旨の意見が出されました。

また、委員から、佐賀市のトレーニングファームの今後の構想について質問したところ、農業振興課から、現在は富士町のハウレンソウ栽培のみで、研修制度の検証をしている段階であるため、今後の他の作物への対応や研修方法については白紙の状態である旨の説明があ

りました。

審議の結果、原案どおり承認相当とし、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

続きまして、北部調査会の審査の報告をお願いします。

#### ○北部調査会長

報告します。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に対する意見の決定について、調査会において審議したところ、委員から、農地を集積した担い手が農業をやめた後の農地の管理についてや、担い手の後継者の有無について確認したところ、農業振興課より、後継者の数は把握していないが、担い手に集積された農地が今後も活用されるよう、市として担い手を支援していきたい旨の回答がありました。

また、委員から、農業経営の指標には、〇〇地区で栽培されている作物の中でピーマンが記載されておらず、中山間地域の指標になっていないとの指摘がありました。これに対し、農業振興課から、今回の資料は、県の指標に基づいて作成した代表的な営農類型であるため、他の作物については記載していない旨の回答がありました。これに対し、同委員から、このままでは承認できない旨の意見がありましたが、以上の意見を踏まえ、審議した結果、賛成多数で、原案どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

#### ○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

#### ○委員

今、北部調査会長に御報告いただいたとおりであります。

それで、中山間地には過疎計画が今年検討されました。その中で、〇〇地区について言えば、今のことで後継の農業者からいろんな意見が出る中で、とにかくトレーニングファームでも作ってもらいたいぐらいの気概があるということでの検討の中での発言等々もあっています。

今回の農業経営基盤強化の基本構想については、県が作って、それを受けた形で佐賀市も策定されたようであります。ただ、担当課の発言は、県のことをベースにしながら作りましたよというのが基本的な考え方でありました。それはそうでしょう。しかし、佐賀県としては、あくまでも例示をしたに過ぎないので、本来は佐賀市の実態をちゃんと承知いただきながら作っていただくのが本来の筋であるのではなかろうかというふうな県の担当者からの意見等々もいただいております。

そんなことでいろいろ言うつもりはないですが、そういうふうな形で、佐賀市独自のことをしっかり作ってもらって、やっぱりこの後は考えていただかなきゃいけないことであろうと思うし、少なくとも中山間地の状況については、各担当部署においては御理解をいただきながら、そして、農業委員の皆様方についても、この置かれている中山間地の状況等々を今後ぜひとも御理解いただきたいというお願いをしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○会長

分かりました。このことについては、佐賀市全体を見据えた計画ということで私も承知していますので、今後とも、〇〇地区に限らず、中山間地の農業振興を十二分にできるような案を作ってもらいたいと思っておりますので、今後ともそういうふうな形で県の方にも意見として、そういった場があったら申し添えたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○会長

異議なしと認めます。よって、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に対する意見の決定については、原案どおり承認することに決定しました。

お諮りします。佐賀市農業委員会令和3年12月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和3年12月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前11時21分 閉会